

令和 年 月 日

（宛先）
上尾市長 畠山 稔

所 在 地
法 人 名
代表者氏名

公募型プロポーザル方式参加表明書

次の件について、関係書類を添えて、公募型プロポーザル方式の参加を表明いたします。

なお、参加の表明に当たり、当該公募型プロポーザル方式に係る参加資格を全て満たすことを確約します。

件 名：原市南地域包括支援センター運營業務（単価契約）

【参加資格】 (1)次のいずれにも該当する者であること ・上尾市物品等競争入札参加資格者名簿（もしくは上尾市少額等随意契約希望者登録名簿）に登録された者または社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人もしくは医療法第39条に規定する医療法人の法人格を有すること ・法人として、上尾市内で介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績があること ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67の規定に基づく、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であること ・センターの人員配置（特記仕様書P1に記載）について確約ができること ・担当圏域内に事務所（特記仕様書P1～2に記載）が確保できること (2)次のいずれにも該当しない者であること。 ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者 ・上尾市契約規則第15条（第29条）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者 ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者 ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）の規定に基づく指名除外の措置を受けている者 ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む）。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。 ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む）。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。 ・法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者 ・同一のプロポーザル方式に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。 ・介護保険法に規定される指定の欠格事由に該当する者

<連絡先>

部 署	
御担当者	
電話番号	
メールアドレス	